

令和 2 年度 東北大学大学院教育学研究科博士課程前期 2 年の課程 一般選抜学生募集要項（第 1 期試験）

教育学研究科博士課程前期 2 年の課程の学生を次により募集する。

1. 募集専攻・コース・人員等

専攻ごとの募集人員は次のとおりである。なお、それぞれの募集人員は、第 1 期試験と第 2 期試験における一般選抜、社会人特別選抜及び外国人留学生特別選抜をすべて合わせた数である。

専 攻	コース（専門領域）	募集人員
総合教育科学	生涯教育科学コース（人間形成論／人間形成史／社会教育学／スポーツ文化論） 教育政策科学コース（教育社会学／教育行政学／比較教育学） グローバル共生教育論コース（成人教育論／学校教育論／多文化教育論） 教育情報アセスメントコース（教育評価測定論／教育情報デザイン論） 教育心理学コース（教授学習心理学／発達心理学／発達障害学） 臨床心理学コース（臨床心理学＊）	4 5 名

＊臨床心理学コースは、(公財) 日本臨床心理士資格認定協会から大学院指定制（第 1 種）の指定を受けている。

2. 出 願 資 格

次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者及び令和 2 年 3 月までに卒業見込みの者
- (2) 大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者及び令和 2 年 3 月までに学士の学位を授与される見込みの者
- (3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者及び令和 2 年 3 月までに修了見込みの者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者及び令和 2 年 3 月までに修了見込みの者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者及び令和 2 年 3 月までに修了する見込みの者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が 3 年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者及び令和 2 年 3 月までに授与される見込みの者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者及び令和 2 年 3 月までに修了する見込みの者
- (8) 文部科学大臣の指定した者（昭和 28 年文部省告示第 5 号参照）
- (9) 学校教育法第 102 条第 2 項の規定により他の大学の大学院に入学した者であって、本大学院においてその教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、令和 2 年 3 月末日までに 22 歳に達するもの

備考 学校教育法第 102 条第 2 項及び本学大学院通則第 11 条第 9 号に定める「大学に 3 年以上在学した者、外国において学校教育における 15 年の課程を修了した者、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了した者又は我が国において外

国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者で、本学大学院において、所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの」に関する出願資格については、本年度は適用しない。

[注] 出願資格(6)、(9)又は(10)によって出願しようとする者は、事前に資格審査を行うので、あらかじめ教育学部・教育学研究科教務係に照会し、本研究科の指定する書類を、令和元年7月18日(木)までに提出すること(郵送による場合は書留郵便とする。)。資格判定の結果は、願書受付期間の約1週間前に教育学研究科長から本人あて通知する。

3. 選 抜 方 法

学力試験の結果及び研究計画書、成績証明書の審査結果を総合して判定する。

(1) 学力試験は、筆答試験及び面接により行う。筆答試験は、専門科目及び外国語について行う。

ア 専門科目は、コースごとに試験を行う。

イ 外国語は、英語を課す。ただし、外国人留学生については日本語を課す。

なお、辞書の使用は、不可とする。

ウ 臨床心理学コースについては、筆答試験(専門科目)の成績に基づき、面接試験の受験資格者を決定する。なお、受験資格者については、9月11日(水)午後9時頃(予定)に本研究科のウェブサイトに掲載し、9月12日(木)午前8時30分に本研究科掲示板に掲示する。

(本研究科ウェブサイト <https://www.sed.tohoku.ac.jp/>)

(2) 学力試験は、次の日時により行う。

試 験 期 日	時 間	試 験 科 目	備 考
令和元年9月11日(水)	10:30~12:00	外 国 語	
	13:00~15:00	専 門 科 目	コースごとに、志望する専門領域に関連する問題を課す。
令和元年9月12日(木)	9:00~	面 接	研究計画の内容等について、試問を行う。 なお、次のコースは研究計画書の写しを面接室に持ち込むことができる。 生涯教育科学コース 教育政策科学コース グローバル共生教育論コース 教育情報アセスメントコース

4. 試 験 場 所

仙台市青葉区川内27番1号 東北大学大学院教育学研究科

5. 出 願 手 続

出願者は、次の書類等を取りまとめ、添付した本研究科所定の封筒に入れ、直接持参又は郵送(速達書留)で教育学部・教育学研究科教務係に提出すること。

(1) 志願票及び受験票(本研究科所定の用紙)

(2) 成績証明書(出身大学(学部)長が作成したもの。なお、大学院修士課程修了者は、出身大学の成績証明書のほか当該研究科の長が作成した成績証明書を添付すること。)

(3) 研究計画書(本研究科所定の用紙に、本研究科において研究しようとする研究テーマとその研究計画について、3,000字程度で記載すること。)なお、参考論文(卒業論文又は研究能力を証示する論文等。これらは写しでもよい。)がある場合は、3点まで添付すること。

- (4) 卒業(見込)証明書又は大学改革支援・学位授与機構が発行する学士の学位授与見込証明書もしくは短期大学長又は高等専門学校長の学位授与申請(予定)証明書
- (5) 本邦に在留している外国人(在留期間が 90 日を超えない者を除く。)は、住民票の写し(市町村長の発行したもの)
- (6) 受験票送付用封筒(受験票送付用として本研究科所定の定形封筒に住所、氏名及び郵便番号を明記し、362 円分の郵便切手を貼ること。)
- (7) あて名シール①②(本研究科所定の用紙)
- (8) 検定料 30,000 円(郵送の場合は、郵便局で発行する普通為替証書とし、指定受取人欄は記入しないこと。なお、既納の検定料は返還しない。)
国費外国人留学生で留学期間の延長手続きをする場合は納付不要。
本学では、令和元年度に実施する入試において、東日本大震災及び令和元年度(2019 年度)に発生した風水害等の災害による被災者に対する入学検定料免除の特別措置を講じるので、免除を希望する場合は、出願前に必ず本学部・研究科教務係まで問い合わせること。
- (9) 領収書・領収書(控)(検定料の支払いをする者のみ出願者氏名を記入して提出すること。)

※なお、本学教育学部を卒業した者及び令和 2 年 3 月卒業見込みの者は、(2)及び(4)の証明書は提出不要。

6. 願書受付期間

令和元年 8 月 19 日(月)から 8 月 23 日(金)までとする。

直接持参する場合の受付時間は、8 時 30 分から 16 時 30 分までとする。なお、郵送による出願書類は、受付期間内に到着したものに限り受け付ける。

7. 合格者発表

令和元年 10 月 9 日(水)16 時頃の予定。

教育学研究科事務室前に掲示発表し、合格者に通知する。

また、本研究科のウェブサイト合格者の受験記号番号を掲載する。

(<https://www.sed.tohoku.ac.jp/>)

8. 入 学 手 続

入学手続の詳細については、合格通知書を送付する際に通知する。手続時期は令和 2 年 3 月 4 日(水)及び 3 月 5 日(木)の 2 日間を予定している。

9. 必 要 経 費

(1) 入学料 282,000 円(予定額)

(2) 授業料前期分 267,900 円(年額 535,800 円)(予定額)

※ 入学料及び授業料の改定が行われた場合には、改定時から新たな納付金額が適用される。

※ 入学料及び授業料の免除、徴収猶予等については、合格発表後に送付する入学手続に関する書類で通知する。

10. 長期履修学生制度の適用について

本研究科では、職業を有している等の事情(注 1)によって、標準修業年限である 2 年を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了する(注 2)ことを願い出た者については、審査の上許可することがある。この制度の適用者は「長期履修学生」という。

この制度に関する照会は随時受け付けるが、適用申請方法等については、合格発表後に送付する入学手続に関する書類で通知する。

(注 1) 該当者：①企業等の常勤の職員及び自ら事業を行っている者

②出産、育児、介護等を行う必要のある者

③視覚障害、聴覚障害、肢体不自由その他の障害がある者

④その他、本研究科が適当と認める者

(注 2) 在学年限は 4 年を超えることはできない。ただし、許可された在学年限の短縮を願い出ることにはできる。なお、長期履修学生のためのカリキュラムは、原則として特別に用意することはない。

11. 個人情報の取扱いについて

- (1) 入学者選抜の過程で収集した個人情報は入学者選抜の実施、入学手続、入学後の学生支援並びに修学指導に関する業務を行うために利用し、この目的以外には利用しない。
- (2) 入学者選抜の過程で収集した個人情報は、「国立大学法人東北大学個人情報保護規程」に基づき厳密に取り扱い、本人の承諾なく、第三者に開示・提供しない。
- (3) 本大学院に出願した者は、上記の記載内容に同意したものとみなす。

◎注意事項

- ① 入学試験に関することは、教育学部・教育学研究科教務係に照会すること。郵便で照会する場合は、返信用として自己の住所、氏名及び郵便番号を明記し、82 円分の郵便切手を貼った定形封筒を同封すること。
- ② いかなる事情があっても出願の取下げ及び出願書類の変更はできない。
- ③ 参考論文以外の出願書類は返付しない。
- ④ 合格、不合格に関する問い合わせには一切応じない。
- ⑤ 受験及び修学上の配慮を必要とする場合は、令和元年 7 月 18 日(木)までに教育学部・教育学研究科教務係に照会すること。

令和元年 6 月

郵便番号 980-8576

仙台市青葉区川内 27 番 1 号

東北大学大学院教育学研究科

電話 022-795-6105

FAX 022-795-6110